

第 56 期 報 告 書

(自 平成18年 4月 1日)
(至 平成19年 3月 31日)

 河内屋紙株式会社

事業報告

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の回復に伴い設備投資の増加や雇用環境の好転に加え、個人消費も拡大傾向にあるなど、景気は緩やかな回復基調の中で推移してまいりました。今後につきましては原油価格の高騰や金利の上昇等が景気に影響することが懸念されるところであります。

紙業界におきましても、デジタル家電、不動産関係などのチラシやパンフレット類が好調で需要回復の手応えは感じられましたが、重油・チップ・古紙等の原材料価格が世界的に上昇しており、生産コストが上る中、メーカーおよび流通が一体となり、市況の回復に努めてまいりました。

かかる状況のもと、当社グループ（当社および連結子会社）といたしましても、販売価格の改善、適正利益の確保を図るとともに、リスク回避を目的とした与信管理の強化に努めてまいりました。重ねて採算性を重視した販売活動を徹底してまいりました。しかしながら、当連結会計年度の連結売上高は、前期の大口貸倒先への販売数量をカバーすることができず、10,063百万円（前年同期比9.6%減）となりました。営業利益は子会社、関東流通㈱の業績改善および当社の販管費削減がなされたものの仕入価格上昇分を販売価格に転嫁しきれず5百万円（前年同期は9百万円の損失）となりました。経常利益は投資有価証券運用益の計上および有利子負債圧縮による金融収支の改善等を図った結果61百万円（前年同期は21百万円の損失）となりました。当期純利益は貸倒引当金戻入額等118百万円を特別利益に計上し、投資有価証券評価損および本社移転に係わる諸費用等120百万円を特別損失に計上したため、55百万円（前年同期は421百万円の損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

洋紙卸売業

当事業部門におきましては、販売価格の改善と適正利益の確保を図り営業活動を行ってまいりましたが、販売数量の減少により売上高は10,010百万円（前年同期比9.7%減）となり、利益面では子会社の関東流通(株)の業績の改善および当社の販管費の削減に努めたものの仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁しきれず、営業利益は59百万円の損失（前年同期は70百万円の損失）となりました。

不動産賃貸業

当事業部門におきましては、売上高は155百万円（前年同期比1.6%増）となり、営業利益は64百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

当社の商品売上高を品目別にみますと、印刷紙につきましては、数量では前期比20.6%減の24,823トン、売上高は前期比18.6%減の2,719百万円。塗工紙につきましては、数量では前期比8.6%減の56,509トン、売上高は前期比7.6%減の6,103百万円。その他につきましては、売上高で前期比0.9%増の1,205百万円となり、合計の数量では前期比12.6%減の81,332トン、売上高は前期比10.0%減の10,029百万円となりました。

当社の商品別の販売数量、売上高

(単位：数量トン、金額千円)

品 目	期 別	当 期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		前 期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		比較増減
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
印 刷 紙	数 量	24,823	30.5%	31,261	33.6%	20.6%
	金 額	2,719,446	27.1	3,339,649	30.0	18.6
塗 工 紙	数 量	56,509	69.5	61,847	66.4	8.6
	金 額	6,103,776	60.9	6,605,017	59.3	7.6
そ の 他	金 額	1,205,924	12.0	1,195,180	10.7	0.9
合 計	数 量	81,332	100.0	93,108	100.0	12.6
	金 額	10,029,146	100.0	11,139,846	100.0	10.0

(注) 「その他」は数量の各単位が相違するのでその記載を省略し、「合計」の数量からも除いております。

(2) 対処すべき課題

当社グループの位置する紙パルプ流通業界は、昨今のブロードバンドに象徴されま
す情報伝達手段の変化や地球温暖化に関連した環境問題を背景に、紙媒体の真の存在
価値を問われる時代に突入したといっても過言ではありません。しかしながら、紙を
使った情報は安全かつ保存しやすく、また安価で調達できる大変貴重な媒体であり環境
に与える影響も社会の努力次第で循環的な再生が可能な資源であります。

当社はこの貴重な資源の有益利用を促進する一環として品質マネジメントシステムの
国際規格であるISO9001の2000年版を認証取得し、製品品質基準の向上に努めてまい
りました。

また、さらなる品質、管理、サービスの向上を目指し、森林管理協議会（FSC）の
CoC認証「生産・流通・加工工程の管理認証」を取得しました。持続可能な森林の普及、
循環型社会を支援し、今後このシステムを維持しつつ環境問題に取り組んでまいりま
す。品質、コスト、納期において万全の体制で取り組み、顧客ニーズを的確に捉えた
提案型の情報サービスを提供することが、顧客満足度を向上させ、紙媒体の価値を
広く社会に認知させることに繋がるものと確信しております。

さらに当社グループは、近年注目されている紙流通業界再編の大きな流れを的確に
掴み、大手メーカーの動向ならびに顧客ニーズへの対応を、最大限発揮できる経営
基盤を整えてまいります。

近年、市場の要求は物流部門の合理化に集中しているため、子会社の関東流通㈱は
取引先商品の保管・輸送・断裁業務を本格的に展開し、保有設備の利用率向上と業容
の拡大を図ってまいります。当社以外の注文もシステム化され、運営面でも一段の
向上がすすんでおります。

当社グループといたしましては、価格安定を最優先課題とした販売活動に取り組み、
一層の堅実かつ着実な組織の活用を目指してまいります所存であります。

(3) 資金調達の状況

平成18年9月29日および平成19年3月30日付で、それぞれ5億円の無担保社債を発行いたしました。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区 分	決 算 期	第53期 (15.4～16.3)	第54期 (16.4～17.3)	第55期 (17.4～18.3)	第56期 (18.4～19.3) (当連結会計年度)
売 上	(千円) 高	10,549,149	11,480,268	11,131,349	10,063,099
経 常 利 益 (は 経 常 損 失)	(千円)	52,702	19,139	21,708	61,740
当 期 純 利 益 (は 当 期 純 損 失)	(千円)	130,442	49,994	421,123	55,702
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失)	(円)	24.42	9.38	80.49	10.76
総 資 産	(千円) 産	11,526,832	10,646,225	9,514,724	9,876,328
純 資 産	(千円) 産	3,483,137	3,382,199	2,906,574	2,786,607

- (注) 1. 第54期より、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に定める連結計算書類を作成しております。
2. 第56期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
関東流通株式会社	480,000千円	100%	紙の保管・加工・配送
株式会社 フォーレストエイト	20,000千円	100%	カタログ・ポスター・チラシ・帳票・ 書籍などの企画制作および販売

企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社であり、持分法適用会社はありません。また、連結売上高は10,063,099千円（前期比9.6%減）、連結当期純利益は55,702千円（前期は421,123千円の損失）であります。

(7) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社2社で構成されており、洋紙の販売を主たる業務としております。

当社が洋紙の卸売を行っており、子会社であります関東流通(株)が当社および他社の商品の保管、加工、配送を行っております。

(8) 主要な事業所（平成19年3月31日現在）

区分	名称(所在地)	
河内屋紙株式会社(当社)	本社	東京都北区滝野川七丁目48番18号
	本店営業部	東京都北区
	支店	戸田(埼玉県戸田市) 深谷(埼玉県深谷市)
関東流通株式会社(子会社)	本社	埼玉県戸田市
株式会社フォーレストエイト(子会社)	本社	東京都豊島区

(注) 平成19年4月1日付で当社の本社および本店営業部は東京都文京区本駒込二丁目29番24号に移転しております。

(9) 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
80名	10名減

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成19年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	250,000
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	300,000
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	400,000
商 工 組 合 中 央 金 庫	300,000

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

発行可能株式総数	20,000,000株
発行済株式の総数	5,427,483株
当期末株主数	640名
大株主	

株 主 名	持 株 数
林 聖 二	459
有限会社セイコーホールディングス	449
日本製紙株式会社	428
国際紙パルプ商事株式会社	345
河内屋紙株式会社	264
株式会社ソリスト	218
株式会社三井住友銀行	182
巢鴨信用金庫	180
林 い く 子	180
自社取引先持株会	139

- (注) 1. 当社は、日本製紙株式会社の完全親会社である株式会社日本製紙グループ本社の株式416株（出資比率0.0%）を所有しております。
2. 当社は、株式会社三井住友銀行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式12.6株（出資比率0.0%）を所有しております。

その他株式の状況

定款授權に基づき、平成18年7月12日開催の取締役会決議により買受けた自己株式

- ・普通株式 45,000株
- ・取得価額の総額 16,875千円
- ・買受けを必要とした理由

当社では、予てより経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実施するために自己株式の取得を検討してまいりましたが、株式市況と当社の資金運用動向等を総合的に勘案いたしまして平成18年7月12日に自己株式を買受けました。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

取締役および監査役の状況（平成19年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役社長	郡 司 勝 美	(有)セイコーホールディングス代表取締役社長
取締役副社長	石 塚 勝 通	
専務取締役	満 田 忠	営業本部長
常務取締役	尾ヶ井 信 夫	管理本部長
取締役	坂 本 浩 紀	営業本部長代理
取締役	西 村 幸 雄	審査室長
取締役	川 島 英 明	弁護士（川島法律事務所代表）
常勤監査役	黒 岩 洋 一	
監査役	龍 村 全	弁護士（龍村法律事務所代表）
監査役	遠 藤 司	公認会計士（公認会計士遠藤司事務所代表）

- (注) 1. 取締役 川島英明氏は社外取締役であります。
2. 監査役 龍村 全氏および遠藤 司氏は社外監査役であります。
3. 専務取締役 満田 忠は平成19年4月1日付をもって営業本部・仕入業務本部管掌に就任しております。
4. 常務取締役 尾ヶ井信夫は平成19年4月1日付をもって管理本部管掌に就任しております。
5. 取締役 坂本浩紀は平成19年4月1日付をもって営業本部・仕入業務本部管掌に就任しております。
6. 監査役 遠藤 司氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

社外取締役および社外監査役との関係（平成19年3月31日現在）

イ．社外取締役にに関する事項

取締役 川島英明氏と当社の取引関係はありません。

ロ．社外監査役にに関する事項

監査役 龍村 全氏と当社の取引関係はありません。

監査役 遠藤 司氏と当社との間に税理士顧問契約があります。

社外取締役および社外監査役の事業年度中の取締役会、監査役会での活動状況

区 分	取 締 役 会（27回開催）		監 査 役 会（4回開催）	
	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取 締 役 川 島 英 明	回 9	% 45	回	%
監 査 役 龍 村 全	0	0	4	100
監 査 役 遠 藤 司	1	5	3	100

(注) 1. 取締役会および監査役会における発言状況

取締役川島英明氏は決議事項・報告事項全般について助言・提言をおこなっております。
監査役龍村 全氏および遠藤 司氏は決議事項・報告事項全般について助言・提言をおこなっております。

2. 取締役川島英明氏は平成18年6月29日開催の定時株主総会において選任されましたので、平成18年6月29日以前の取締役会には出席しておりません。
3. 監査役遠藤 司氏は平成18年6月29日開催の定時株主総会において選任されましたので、平成18年6月29日以前の取締役会および監査役会には出席しておりません。

取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	名 7	千円 72,500	(うち社外取締役 3,200千円)
監 査 役	3	5,550	(うち社外監査役 950千円)
合 計	10	78,050	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の定時株主総会決議において年額120,000千円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の定時株主総会決議において年額12,000千円以内と決議いただいております。

(4) 会計監査人の状況

名 称 新日本監査法人
報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	13,809千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,809千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額は区分できず、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

解任または不再任の決定の方針

会社都合の場合その他、当社監査役会は当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の業務執行が法令・定款に適合することを確保する体制

- a. コンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役および使用人が法令・定款、社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- b. 審査室がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、規則・ガイドラインを整備・策定し、コンプライアンス上の問題点の把握と分析、対策を具体化する。また、総務企画部を中心に取締役および使用人教育等を実施する。
- c. 審査室が監査役と連携の上コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取り締り会および監査役に報告する。
- d. 必要に応じて外部の専門家のアドバイスを受け、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- e. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどのガバナンス体制を整備・強化する。
- f. 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として、社内通報システムを制定・運用する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- a. 管理本部担当役員は、文書管理規程を定め、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営会議議事録、取締役を最終決裁権者とする稟議書、取締役を最終決裁権者とする契約書、会計帳簿・計算書類・入出金伝票等、財務局・証券取引所・税務署・その他官公庁等に提出した書類の写し、その他文書管理規程に定める書類

- b. 前各号に定める文書は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- c. 文書管理規程を制定または改定する場合は、取締役会および監査役会の承認を得るものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理規程を定め、個別の責任部署を明確にし、リスク管理体制を構築する。
- b. 管理本部担当役員を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- c. 審査室が各部門毎のリスク管理の状況を監視し、定期的に管理本部担当役員および取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。
- d. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携し迅速な対応を行い損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
- b. 取締役会は、中期経営計画に基づき、每期、各部門毎の業績目標と予算を設定し、担当取締役・執行役員は、目標達成のための具体的施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- c. 取締役会および業績報告会による月次レビューを実施し、業務の効率化を図り、目標達成を実現するシステムを構築する。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. 当社およびグループ会社における内部統制の構築を目指し、審査室において、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

- b. 審査室はグループ会社の内部監査を実施し、その結果をそれぞれの取締役会に報告する。
- c. 審査室は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役は審査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- b. 審査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- c. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- a. 取締役は監査役会に報告すべき事項の規程を監査役会と協議の上制定し、次に定める事項を報告することとする。
取締役会・経営会議で決議された事項、会社に損害を及ぼす恐れのある事項、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反、コンプライアンスに関する社内通報状況および内容、その他コンプライアンス上重要な事項
- b. 使用人は会社に損害を及ぼす恐れのある事項、法令・定款違反に関する事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は必要に応じ取締役、執行役員および使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

加えて、企業体質の改善と経営基盤の強化を図りつつ、設備投資等の中期計画を踏まえた上で、可能な限りの安定配当を実施していく方針であります。また、内部留保資金につきましても、物流機能や情報機能の充実等の資金需要に備える所存であります。

今後につきましては、従来の方針を維持しつつ、株主の皆様への利益還元を図り、一層の株主価値向上を目指すべく、業績に準じた配当政策の導入を引き続き検討いたします。当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって「基準日を定めて剰余金の配当をすることができる」旨を定款に定めております。

当期の配当は、上記の基本方針を踏まえて、1株につき5円の配当を実施いたします。

なお、内容につきましては平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。

・配当金の総額	25,817千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	5円
・基準日	平成19年3月31日
・効力発生日	平成19年6月29日

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,584,661	流 動 負 債	5,930,554
現 金 及 び 預 金	1,403,606	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,253,440
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,958,599	短 期 借 入 金	1,550,000
た な 卸 資 産	962,399	賞 与 引 当 金	23,550
そ の 他	340,042	そ の 他	103,563
貸 倒 引 当 金	79,986	固 定 負 債	1,159,166
固 定 資 産	4,280,281	社 債	1,000,000
有 形 固 定 資 産	3,162,263	退 職 給 付 引 当 金	135,534
建 物 及 び 構 築 物	1,554,209	そ の 他	23,632
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	64,791	負 債 合 計	7,089,721
土 地	1,532,947	純 資 産 の 部	
そ の 他	10,315	株 主 資 本	2,859,498
無 形 固 定 資 産	74,505	資 本 金	2,381,052
ソ フ ト ウ エ ア	74,505	資 本 剩 余 金	740,757
投 資 そ の 他 の 資 産	1,043,512	利 益 剩 余 金	169,427
投 資 有 価 証 券	730,658	自 己 株 式	92,883
長 期 貸 付 金	43,718	評 価 ・ 換 算 差 額 等	72,891
そ の 他	270,190	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	72,891
貸 倒 引 当 金	1,054	純 資 産 合 計	2,786,607
繰 延 資 産	11,385	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,876,328
社 債 発 行 費	11,385		
資 産 合 計	9,876,328		

連結損益計算書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,063,099
売 上 原 価	9,080,541
売 上 総 利 益	982,557
販売費及び一般管理費	977,053
営 業 利 益	5,503
営 業 外 収 益	112,027
受 取 利 息	8,656
受 取 配 当 金	16,994
投資有価証券運用益	71,894
そ の 他	14,481
営 業 外 費 用	55,790
支 払 利 息	37,716
手 形 売 却 損	8,420
そ の 他	9,654
経 常 利 益	61,740
特 別 利 益	118,691
固定資産売却益	202
貸倒引当金戻入額	118,489
特 別 損 失	120,988
固定資産売却損	9,027
固定資産除却損	39,551
投資有価証券評価損	19,960
本社移転費用	52,448
税金等調整前当期純利益	59,443
法人税、住民税及び事業税	3,741
当 期 純 利 益	55,702

連結株主資本等変動計算書

(自 平成18年 4月 1日)
(至 平成19年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	2,381,052	931,039	415,412	75,048	2,821,631
連結会計年度中の変動額					
その他資本剰余金取崩額(注)		190,281	190,281		
当期純利益			55,702		55,702
自己株式の取得				17,835	17,835
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		190,281	245,984	17,835	37,867
平成19年3月31日残高	2,381,052	740,757	169,427	92,883	2,859,498

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	84,943	84,943	2,906,574
連結会計年度中の変動額			
その他資本剰余金取崩額(注)			
当期純利益			55,702
自己株式の取得			17,835
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	157,835	157,835	157,835
連結会計年度中の変動額合計	157,835	157,835	119,967
平成19年3月31日残高	72,891	72,891	2,786,607

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

連結注記表

・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数
連結子会社の名称
 - 2 社
関東流通㈱
㈱フォーレストエイト
 - (2) 非連結子会社の数
0 社
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の決算日等に関する事項
連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法
	なお、投資事業有限責任組合（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
デリバティブ	時価法
たな卸資産	移動平均法による原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法（ただし、当社の建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。
	なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物及び構築物　　4～50年
	機械装置及び運搬具　4～17年
	器具及び備品　　5～15年
無形固定資産	定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法にて償却しております。

重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象.....借入金に対する支払利息

ハ ヘッジ方針

当社グループのデリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジを目的としており、投機的及び短期的な売買損益を得る取引は行わない方針であります。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 会計方針の変更

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は2,786,607千円であります。

・連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,356,380千円
- (2) 貸倒引当金直接控除額
 流動資産 162,865千円
 投資その他の資産 147,477千円
- (3) 連結会計年度末日満期手形
 連結会計年度末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理をしております。
 なお、当連結会計年度末の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。
 受取手形 129,751千円
 支払手形 95,587千円

・連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式総数に関する事項
 普通株式 5,427,483株
- (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当連結会計年度中のものに関する事項

決 議	株式の種 類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	25,817	普通配当 5	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

・1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 539円68銭
(2) 1株当たり当期純利益 10円76銭

・重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月18日

河内屋紙株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 柿塚正勝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 神谷和彦 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 米山昌良 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、河内屋紙株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、河内屋紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月21日

河内屋紙株式会社 監査役会

常勤監査役 黒 岩 洋 一 ④

社外監査役 龍 村 全 ④

社外監査役 遠 藤 司 ④

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	5,357,745	流動負債	5,913,212
現金及び預金	1,183,654	支払手形	424,839
受取手形	926,632	買掛金	3,807,533
売掛金	2,010,831	短期借入金	1,550,000
商品	962,399	未払金	76,710
前払費用	18,204	未払費用	5,705
短期貸付金	24,597	未払法人税等	6,322
未収入金	298,928	前受金	4,315
その他の流動資産	12,483	預り金	19,655
貸倒引当金	79,986	賞与引当金	17,652
固定資産	4,716,927	その他の流動負債	477
有形固定資産	3,140,072	固定負債	1,148,338
建物	1,545,288	社債	1,000,000
構築物	8,690	退職給付引当金	133,938
機械及び装置	40,932	預り保証金	14,400
車両及び運搬具	1,898		
器具及び備品	10,315	負債合計	7,061,550
土地	1,532,947		
無形固定資産	52,890	純資産の部	
ソフトウェア	52,890	株主資本	3,097,399
投資その他の資産	1,523,964	資本金	2,381,052
投資有価証券	730,658	資本剰余金	740,757
関係会社株式	480,516	資本準備金	595,263
出資金	1,750	その他資本剰余金	145,494
長期貸付金	43,718	利益剰余金	68,472
長期前払費用	690	その他利益剰余金	68,472
保険積立金	234,544	繰越利益剰余金	68,472
その他の投資その他の資産	33,141	自己株式	92,883
貸倒引当金	1,054	評価・換算差額等	72,891
繰延資産	11,385	その他有価証券評価差額金	72,891
社債発行費	11,385	純資産合計	3,024,507
資産合計	10,086,058	負債・純資産合計	10,086,058

損益計算書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,029,146
売 上 原 価	9,028,644
売 上 総 利 益	1,000,502
販売費及び一般管理費	982,586
営 業 利 益	17,915
営 業 外 収 益	111,911
受取利息及び配当金	25,606
投資有価証券運用益	71,894
その他の営業外収益	14,410
営 業 外 費 用	55,785
支 払 利 息	37,716
手 形 売 却 損	8,420
その他の営業外費用	9,649
経 常 利 益	74,040
特 別 利 益	118,691
固定資産売却益	202
貸倒引当金戻入額	118,489
特 別 損 失	120,988
固定資産売却損	9,027
固定資産除却損	39,551
投資有価証券評価損	19,960
本社移転費用	52,448
税引前当期純利益	71,743
法人税、住民税及び事業税	3,271
当 期 純 利 益	68,472

株主資本等変動計算書

(自 平成18年4月1日)
(至 平成19年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
平成18年3月31日 高	2,381,052	595,263	335,776	931,039	190,281	190,281	75,048	3,046,761	
事業年度中の変動額									
その他資本剰余 金取崩額(注)			190,281	190,281	190,281	190,281			
当期純利益					68,472	68,472		68,472	
自己株式の取得							17,835	17,835	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中 の変動額合計			190,281	190,281	258,754	258,754	17,835	50,637	
平成19年3月31日 高	2,381,052	595,263	145,494	740,757	68,472	68,472	92,883	3,097,399	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 高	84,943	84,943	3,131,705
事業年度中の変動額			
その他資本剰余 金取崩額(注)			
当期純利益			68,472
自己株式の取得			17,835
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	157,835	157,835	157,835
事業年度中 の変動額合計	157,835	157,835	107,197
平成19年3月31日 高	72,891	72,891	3,024,507

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

個別注記表

．重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
 - 投資事業有限責任組合（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品..... 移動平均法による原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産..... 定率法
 - 但し、建物（建物附属設備を除く。）は定額法
 - 主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	4～50年
機械装置及び運搬具	4～17年
器具及び備品	5～15年
 - 無形固定資産..... 定額法
 - 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- (5) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
 - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金
 - 従業員に対する賞与支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
- (6) 繰延資産の処理方法
 - 社債発行費
 - 償還までの期間にわたり定額法にて償却しております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象 … 借入金に対する支払利息

ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引は、金利変動リスクのヘッジを目的としており投機的及び短期的な売買損益を得る取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(9) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(10) 会計方針の変更

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は3,024,507千円であります。

・ 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,319,630千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	17,760千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	35,751千円
(4) 貸倒引当金直接控除額	
流動資産	162,865千円
投資その他の資産	147,477千円
(5) 保証債務	24,468千円
関東流通株式会社の長期未払金、未払金及びリース債務に対し債務保証を行っております。	
(6) 事業年度末日満期手形	
事業年度末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理をしております。	
なお、当事業年度末の末日は金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。	
受取手形	129,751千円
支払手形	95,587千円

・ 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高	
売上高	103,378千円
仕入高	4,094千円
その他の営業取引高	300,574千円

・株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	216,511 株	47,507 株	株	264,018 株
合計	216,511	47,507		264,018

(変動事由の概要)

自己株式

増加数の内訳は、次のとおりであります。

定款の定めによる取締役会決議による買受けによる増加 45,000株
単元未満株式の買取による増加 2,507株

・税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

当期(平成19年3月31日現在)

繰延税金資産

貸倒引当金繰入超過額 113,049

賞与引当金 7,184

退職給付引当金 54,512

未払事業税 1,254

土地有税評価減 124,925

建物有税評価減 3,413

減価償却超過額 14,595

電話加入権評価損 4,436

投資有価証券評価損 23,039

子会社株式評価減 8,140

ゴルフ会員権評価損 7,320

繰越欠損金 228,647

その他 29,463

小計 619,983

評価性引当額 619,983

繰延税金資産合計

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

繰延税金負債合計

繰延税金負債の純額

・ 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称または氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	郡司勝美	(有)セイコーホールディングス代表取締役社長	(8.29)%	当社代表取締役社長	商品の売上(注1) 製品の仕入(注1)	千円 5,594	売掛金	千円 444
	遠藤 司	公認会計士遠藤司事務所		当社社外監査役	税務顧問料(注3)	3,087	買掛金	70
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)河内屋ビル(注4)	不動産業	(2.22)%		社宅等賃借(注2)	14,160	敷金	5,000
							保証金	7,582

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、残高は消費税等を含んで表示しております。

上記の遠藤 司氏以外の取引は、郡司勝美が第三者の代表者として行った取引であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 販売及び仕入価格の決定は、市場価格及び同業競合価格等を勘案し、折衝の上決定しております。
2. 賃借料は近隣の相場を勘案し一般妥当な金額を協議の上決定しております。
3. 税務顧問料は社会通念上一般妥当な金額を協議の上決定しております。
4. 当社代表取締役郡司勝美の近親者が議決権の過半数を直接所有しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	関東流通(株)	(所有)直接100.0%	当社商品を保管・加工・配送 役員の兼任	債務保証(注)	千円 24,468		千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 関東流通(株)の長期未払金、未払金及びリース債務に対して債務保証を行っております。

・ 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 585円75銭
- (2) 1株当たり当期純利益 13円22銭

・ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月18日

河内屋紙株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柿 塚 正 勝 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 神 谷 和 彦 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 山 昌 良 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、河内屋紙株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月21日

河内屋紙株式会社 監査役会

常勤監査役	黒 岩 洋	一	印
社外監査役	龍 村	全	印
社外監査役	遠 藤	司	印

以 上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	1,000株
基準日	定時株主総会の議決権 3月31日 期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
同事務取扱所	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 証券代行事務センター（〒168-0063） 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
同取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店および全国各支店
公告の方法	電子公告の方法により行ないます。 ただし、電子公告によることができない 事故その他のやむを得ない事由が生じた ときは、日本経済新聞（東京）に掲載し ます。 公告掲載URL http://www.kawachiyakami.com 貸借対照表、損益計算書はEDINET（証 券取引法に基づく有価証券報告書等の開 示書類に関する電子開示システム）にて 開示しております。